

応急入院指定病院の指定について

このことについて、次のとおり精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第 33 条の 7 に定める応急入院指定病院を指定したので、お知らせします。

記

病院名	所在地	指定期間
香川県立丸亀病院 ※	丸亀市土器町 東九丁目 291 番地	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日
医療法人社団光風会 三光病院 ※	高松市牟礼町 883-1	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
医療法人社団玉藻会 馬場病院 ※	高松市郷東町 580 番地	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
医療法人社団三愛会 三船病院 ※	丸亀市柞原町 366	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
医療法人社団五色会 こころの医療センター 五色台 ※	坂出市加茂町 963 番地	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日

※印は、法第 33 条の 7 第 2 項後段の規定による特例措置を採ることができる病院の認定を受けている。